

令和8年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

平素は税務行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村に申告する義務が課せられています。（地方税法第383条）

この「申告の手引き」を参考のうえ申告書を作成し、必ず提出してください。

なお、「申告書」「種類別明細書」は池田市のホームページからダウンロードすることができます。

申告書の提出期限…令和8年2月2日（月）

提出先・連絡先

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総務部 課税課 償却資産担当
(2階10番窓口)
電話 (072)-752-1111 内線 286、287
直通 (072)-754-6224

申告にあたってのお願い

○償却資産の申告は、固定資産税（市税）の計算に必要なものです。

税務署（国税）の確定申告とは別に、市役所へご申告ください。

確定申告で償却済みの資産であっても、事業の用に供している限り、市には申告が必要です。

また、個人事業主の方も申告の対象です。

○申告書の提出は、窓口が混雑しますので、なるべく郵送又はeLTAXでの申告にご協力をお願いします。

○受付印を押印した控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。最終ページの宛先ラベルを切り取ってご利用ください。

○前年中に資産の増減がない方や、申告する資産がない方も、必ず申告書を提出してください。

【目次】

- 1.償却資産について……P.1
- 2.申告について……P.3
- 3.課税標準額について……P.6

大阪府 池田市

1. 償却資産について

償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

● 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的の為に一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

償却資産の種類

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。

総務省の法令データ提供システム（e-Gov法令検索）

種類	細目
1 構築物	受変電設備、自家発電設備、煙突、門、塀、庭園、水槽、駐車場の舗装路面、ネオン塔、建物附属設備、その他土地に定着した土木設備又は工作物等
2 機械及び設備	土木機械、建築機械、印刷機械、電気機械、化学機械、機械式駐車設備、運搬設備、その他物品の製造、修理等に使用する機械及び装置等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター等
5 車両・運搬具	鉄道車両、大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、自転車、貨車、荷車等 ※自動車税や軽自動車税が課せられるものは除く
6 工具・器具及び備品	パソコン、タブレット端末、プリンター、コピー機、放送設備、テレビ、クーラー、応接セット、自動販売機、その他業務用の備品什器類、取付工具等

建築設備における家屋と償却資産の区別

固定資産税において、家屋に取り付けられている建築設備は、その様態によって家屋と償却資産に区分して課税されます。

家屋として取扱い	・家屋所有者が有する電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備のような <u>家屋と構造上一体となり、家屋の効用を高めるもの</u>
償却資産として取扱い	・構造的に家屋と一体となっておらず、独立した機器としての性格が強いもの ・特定の生産又は業務の用に供されるもの

償却資産（業種別）の主なもの

業種	償却資産の具体例
各業種共通	店舗内装、パソコン等の事務機器、応接セット、レジ関係、ロッカー等、機器類（エアコン、テレビ、ネオンサイン、受変動設備、監視制御装置等）、外装関係（植栽、門、塀、外溝、外灯、看板灯）、駐車場設備、舗装路面等
小売業	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器等
製パン・製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、消毒殺菌機、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院・歯科医院	各種医療用機器（X線装置、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ベッド、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット等）、待合室用椅子等
駐車場事業	舗装路面、フェンス、料金計算装置、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
不動産賃貸業	家屋評価に含まれない外溝工事、集合郵便受、駐車場設備、舗装路面、ごみ置き場、自転車置き場、買取型セキュリティシステム、太陽光発電システム等
建設業	大型特殊自動車、コンクリートカッター、パワーショベル、フォークリフト、発電機、ユンボ等
パチンコ店	パチンコ・スロット台、両替機、玉貸・還元機、店内包装設備、駐車場設備、防犯監視設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防火壁、独立キャノピー、地下タンク、照明設備等

申告の対象となる資産

- ①税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ②建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ③簿外資産（会社の帳簿には記載していない資産）であるが、事業の用に供している資産
- ④遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われる資産）
- ⑤未稼働資産（まだ稼働していないが既に完成している資産）
- ⑥耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産（償却済み資産）
- ⑦家屋の建築設備・製作等のうち償却資産に該当するもの
- ⑧償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）
- ⑨職員・社員の福利厚生用の資産

申告の対象とならない資産

- ①無形固定資産税（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ②自動車税、軽自動車税の対象となる自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- ③耐用年数1年未満の資産又は取得価格又は製作価格10万円未満の資産でその資産の取得に要した経費の全部が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、一時的に損金又は必要な経費に算入されるもの
- ④法人等の有する資産で、取得価格20万円未満のものを一括して法人税法又は所得税法の規定により3年間で損金又は必要な経費に算入（一括償却）されるもの
- ⑤法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- ⑥商品・貯蔵品などの棚卸資産

事業用の附帯設備

家屋の所有者以外の人（テナント等）がその事業のために取り付けた附帯設備等（電気設備、給排水設備等）は、家屋と一体であっても償却資産とみなされます。

この場合、取り付けた人（テナント等）が、償却資産として申告することになります。

〔例〕テナントとして入居している人が取り付けたものに限る。

内装、床、天井の仕上げ、建具、照明設備、空調設備等

リース資産

リース資産については、リース会社からの申告になります。ただし、リース期間経過後、無償譲渡等の条件の付いた所有権留保付割賦販売に相当する資産については、買主からの申告が必要なものもありますので、リース会社にご確認ください。

2. 申告について

申告が必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け等、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっています。

申告書の種類

償却資産申告	本市から送付した申告用紙を使用しない場合は、全国的な統一された様式により申告（第26号様式）
種類別明細書（全資産）	全国的な統一された様式により申告（第26号様式 別表1, 2） ※時価（決定価格）、課税標準額等についても必ず記入すること
その他の	課税標準の特例の適用がある場合、特例資産の一覧表を作成して添付すること また、税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、耐用年数を変更したことがわかるように記載すること

《みなし課税を実施します》

前年度以前に申告があり今回申告がない場合は、「みなし課税」という方法で課税されます。みなし課税とは、地方税法第383条で定められた申告がない場合、償却資産の増減がなく、前回の申告時と同様の償却資産を所有しているとみなして課税する方法です。

あくまでも「前回までの償却資産」を引き続き所有しているとみなして課税しているものであり、未申告の状態です。正確な情報を把握するために申告は必要ですので、必ず、申告書の提出をお願いします。

申告書と種類別明細書の提出方法

「申告が必要な方」のいずれかに該当する方は、次の表の区分により○のついている書類を提出してください。記入の仕方は8～10ページです。

		申告書 〔26号 様式〕	種類別明細書		申告方法
			増加・ 全資産 (別表1)	減少 資産 (別表2)	
初めて申告する方	申告する資産がある	○	○		種類別明細書（増加資産・全資産用）には池田市内に所有する全ての償却資産を記入
	申告する資産がない	○			申告書「備考」欄に「該当資産なし」と記入
前年度までに償却資産の申告をしたことのある方	資産の増減がない	○			申告書「備考」欄の「増・減なし」に○を記入
	資産の増減がある	○	○		申告書「備考」欄の「増・あり」に○を記入 種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加資産を記入
	減少した資産がある	○		○	申告書「備考」欄の「減・あり」に○を記入 種類別明細書（減少資産用）に減少資産を記入
	増加・減少資産が両方ある	○	○	○	申告書「備考」欄の「増・減あり」に○を記入 種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加資産を記入 種類別明細書（減少資産用）に減少資産を記入
	廃業又は市内事業所を撤去	○			申告書「備考」欄の「異動事項」に異動年月を記入し、「廃業」又は「市内事業所の撤去」に○を記入

※事業用資産が自己所有でない場合、申告書「借用資産」に貸主の名称等を記入してください。

※特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書や関係する添付書類も提出してください。

電算申告（eLTAX）される方へ

eLTAX等の電算処理により評価額を算出申告される方は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、池田市内で所有するすべての償却資産を申告してください。

※電算申告をされた場合、資産の種類別明細書は登録せずに償却資産申告書のみを登録する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

国税との主な違い

国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却資産の計算	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 <ul style="list-style-type: none">平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法を適用 *国税の「旧定率法」で用いる減価率と同率
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	可	不可 圧縮額を含めた実際の取得額を記入してください。
特別償却・増加償却（租税特別措置法）	可	不可
増加償却（所得税・法人税）	可	可【注1】
改良費（資本的支出）	原則区分評価、一部合算も可	区分評価
評価額の最低限度	備忘価額1円	取得価額の100分の5

【注1】法人税法施行令第60条（所得税法施行令第133条）の規定による増加償却又は同施行令第60条の2（同施行令第133条の2）の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。

国税資料等の閲覧について

池田市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、池田市への申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

なお、地方税法第17条の5の規定により5年遡及して課税更正を行うこともあります。

課税台帳の閲覧

申告に基づいて償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録します。この内容については、4月以降に課税課において閲覧する事ができます。

※法定申告期限（1月31日）後に申告された方は、すぐに閲覧できない場合があります。

3.課税標準額について

償却資産の課税標準額、免税点、税率

区分	説明
納税義務者	1月1日現在における償却資産の所有者 (償却資産を賃貸している人も含む)
課税標準額	1月1日現在で課税台帳に登録された価格
免税点	全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税対象外
税率	100分の1.4
税額	課税標準額×税率 = 税額 (土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算し、1,000円未満を切り捨て、それに税率を乗じ100円未満を切り捨て)
納期	年4回(5月・7月・9月・12月)

課税標準額の算出方法

申告していただいた資産一つ一つについて、評価額を求め、課税標準額（課税標準の特例を受ける資産は、軽減後の額）とします。評価額は、資産取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、減価残存率表の減価率を用いて計算し、耐用年数を過ぎても取得価額の5%に相当する額に達するまでの間、減価していきます。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	30	0.963	0.926
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	45	0.975	0.950
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	50	0.977	0.955
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	55	0.979	0.959
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

【例】取得時期 令和7年7月・取得価額400,000円・耐用年数2年の場合

令和8年度 $400,000\text{円} \times 0.658 = 263,200\text{円}$

令和9年度 $263,200\text{円} \times 0.316 = 83,171\text{円}$

令和10年度 $83,171\text{円} \times 0.316 = 26,282\text{円}$

令和11年度 $26,282\text{円} \times 0.316 = 8,305\text{円} < 20,000\text{円}$

※取得価額の5% (20,000円) より小さくなるため、令和11年度以降の評価額は20,000円

特例について

①わがまち特例

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を各市町村が判断し、条例で決定できる仕組みである、「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」の対象となる資産について、課税標準（※）の特例割合を以下のとおり定めました。

（※）税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を乗じて税額を算出

※抜粋

種類	特例割合	取得期間	適用期間
太陽光発電設備 ●国の補助を受けている自家消費型のもの (固定価格買取制度の認定を受けていないもの)	3分の2、7分の6 4分の3、2分の1	H28年4月1日～ R8年3月31日に 取得されたもの	3年間
風力発電設備 水力発電設備 地熱発電設備 バイオマス発電設備	※出力kw数に応 じた特例割合を 適用		
家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	2分の1	H29年4月1日～ に設置されたもの	規定なし

②中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例軽減

令和5年4月1日施行の中小企業等経営強化法により、中小企業が新規に取得する機械装置等について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる課税標準を軽減します。

対象資産をお持ちの方は、ご確認のうえ、申告してください。

種類	特例割合	取得期間	適用期間
中小企業等が取得した先端設 備等に該当する機械装置等	2分の1	(賃上げの表明なし) 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年間
	3分の1	(賃上げの表明あり) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間
	3分の1	(賃上げの表明あり) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間

【添付書類】

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- ・先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- ・認定経営革新等支援機関の発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書(写し)
- ・認定経営革新等支援機関の発行する先端設備等導入計画に関する確認書（写し）
- ・(賃上げ方針を表明する場合)従業員への賃上げ表明を証する書面(写し)

※先端設備等導入計画の認定後に取得されたものが対象です。

※固定資産税の特例軽減を検討する場合は、事前に池田市 総務部 課税課までご相談ください。

見本

第二十六号様式(提出用)

令和8年1月20日

令和8年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

池田市長様



563-8666

池田市城南1丁目1番1号

(電話 072-752-1111 番)

かぶしきがいしゃ いけだたろうこうぎょう

(株)池田太郎工業

代表取締役 池田太郎

※令和4年度より、押印は不要となりました。

資産の種類

取 得 価 額

前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)

1 構築物 10億 百万 千 円 2150000 10億 百万 千 円 2150000 10億 百万 千 円 3560000 10億 百万 千 円 3560000

2 機械及び装置 27285000 5195000 2567000 24657000

3 船 舶

4 航 空 機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品 580000 230000 0 350000

7 合 計 30015000 7575000 6127000 28567000

3 個人番号
又は法人番号4 事業種目
(資本金等の額)

5 事業開始年月

6 この申告に応答する者の係り及び氏名

7 税理士等の氏名

↓新規の申告の場合不要
※ 所有者コード
080010008 短縮耐用年数の承認
有・無9 増加償却の届出
有・無10 非課税該当資産
有・無11 課税標準の特例
有・無12 特別償却又は圧縮記帳
有・無13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法14 青色申告
有・無15 市(区)町村内に
おける事業所等
資産の所在地
① 池田市城南1丁目1番1号
② _____
③ _____16 借用資産
貸主の名称等
有・無
→借用資産があれば、貸主の
名称、住所等を記載してください
池田リース株式会社
池田市城南〇-〇-〇17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家18 備考(添付書類等)
資産の譲渡先 (株)池田二郎産業 池田市城南1-1-1 7F

見本

(増減)

①あり

2.なし

特例(太陽光発電設備)有

池田市

わがまち特例に該当する資産
がある場合記入してください

令和8年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

見本

所有者コード		※	新規の申告の場合不要 ※年号:令和=5、平成=4、昭和=3										所有者名		1枚のうち				
		0 8 0 0 1 0 0 0											(株) 池田太郎工業		1枚目				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		(イ) 取得価額			(ロ) 耐用年数	(ハ) (口)減価残存率	価額		(ハ) ※課税標準の特例			増加事由	摘要	
					年号	年	月	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
01 1			工場内放送工事	1 5 0 6 3	1	5	0 6	3	3	560	000	1 0	0.	十億	百万	千	円	①・2 3・4	
02 2			溶接機	2 5 0 4 6	2	5	0 4	6		628	000	1 0	0.					1・2 ③・4	機池田二郎 産業から移動
03 2			エアーコンフ。レッサー	1 5 0 4 3	1	5	0 4	3		228	000	5	0.					1・② 3・4	
04 6			複写機	1 4 3 1 4	1	4	3 1	4		350	000	5	0.	・中古取得の耐用年数を考慮。				①・2 3・4	申告漏れ
05													0.					1・2 3・4	
06												0.					1・2 3・4		
07			・名称は20字以内です。									0.					1・2 3・4		
08			※濁点・半濁点は一字とみなします。									0.					1・2 3・4		
09			*同じ名称が続いても1行ずつ記入してください。									0.					1・2 3・4		
10												0.					1・2 3・4		
11												0.					1・2 3・4		
12 2			太陽光発電設備(大型)	1 5 0 4 4	21	234	000	9	0.								①・2 3・4	特例	
13 2			太陽光発電設備(小型)	1 5 0 6 6	2	567	000	1 7	0.								①・2 3・4	特例	
14												0.					1・2		
15												0.					3・4		
16												0.					1・2 3・4		
17												0.					1・2 3・4		
18												0.					1・2 3・4		
				小計					28	567	000								

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付してください。

池田市

課税標準の特例に該当する資産がある場合は「特例」と記入してください。

令和8年度

種類別明細書（減少資産用）

見本

所有者コード		※		※年号:令和=5、平成=4、昭和=3										所有者名		1枚のうち				
		0 8 0 0 1 0 0 0		←新規の申告の場合不要										(株)池田太郎工業		1枚目				
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要					
					年号	年	月	十億	百万	千円			1壳却	2滅失			1全部			
01 1	2 8 2 6 5	カス貯蔵タンク		1 4	6	6	2	150	000	2 0		①	2	3	4	①	2	(株)池田二郎産業へ売却		
02 2	2 8 2 6 9	溶接機		1 4	7	6		195	000	1 0		1	2	3	4	①	2	○○市へ移動		
03 2	2 1 4 0 1	金属加工機		1 4	1	2	3	5	000	000	9		1	2	3	4	①	2		
04 6	2 1 3 0 3	複写機		1 4	1	2	5		230	000	5		1	②	3	4	1	②	当初取得価額460,000円(数量2)のうち230,000円(数量1)分減少	
05													1	2	3	4	1	2		
06													1	2	3	4	1	2		
07	・令和7年度償却資産種類別明細書の資産番号を記入してください。															改正後の耐用年数を記入ください。				
08																				
09	・名称は20字以内です。															・一部減少は減少した数量、取得価額を記入してください。				
10	※濁点・半濁点は一字とみなします。																			
11	*同じ名称が続いても1行ずつ記入してください。																			
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
															小計		7 575 000		池田市	

《事業所廃止・廃業となった方へ》

前年中に事業所を廃止した場合でも償却資産申告書の提出が必要です。
その際は、申告書の「備考」欄に増減なし、事業所の廃止（廃業）と記入し、提出してください。

《前年度分を申告済の方へ》

継続して申告される方は、前年度（令和7年度）の期末価額と今年度（令和8年度）の期首価額が一致しているか、ご確認ください。

◎提出前にご確認をお願いします

- 申告書に連絡先は記入されていますか？
- 申告書に資産の所在地は記入されていますか？
- 申告書に個人番号又は法人番号の記入はありますか？
- 増加資産の取得年月日・耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由・減少事由及び区分は記入されていますか？
- 申告書控えが必要な場合、
切手を貼った返信用封筒を同封していますか？

〒563-8666
池田市城南1丁目1番1号
池田市役所
総務部 課税課
償却資産担当 行

申告書送付の際に
封筒に貼り付けて
ご利用ください